

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年5月21日
西日本高速道路株式会社
新型コロナウイルス対策本部

I 新型コロナウイルス対策に当たっての基本的事項

政府の基本対処方針^(※1)において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」として、社会の安定の維持の観点から緊急事態措置を実施すべき期間にあっても「安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事等）」の事業継続が要請されている。

そのため当グループにおいては、当社産業医監修のもと当ガイドラインを作成し、これに基づき感染予防・感染拡大防止を図り、社会経済を支える事業が持続可能となるよう取り組むものである。

^(※1)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

（令和2年3月28日(令和2年5月4日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

1. 新型コロナウイルスに対する基本的対策

(1) 主な対策

飛沫感染（くしゃみ、咳、つばなどを直接吸い込む）、接触感染とされており、空気感染（空气中を漂うウイルスを吸って感染）する可能性は低いとされている^(※2)。

従って、主な対策としては自分自身の感染予防（健康的な生活習慣、手洗い・うがい、手指等の消毒、マスク着用、「3つの密」回避等）、職場等での感染拡大防止（換気、お互いに離れる「離隔」、手が触れるところの「消毒」、執務場所の分散、体調不良時は出勤しない、出張・会議等抑制、時差出勤、在宅勤務等）である。

万が一感染した場合に、迅速に感染防止対策を行うためには、体調不良等の会社への報告が不可欠である。そのため社員等^(※3)は、感染（疑い含む^(※4)）、37.5度以上の発熱（又は微熱^(※5)）、強い倦怠感などの風邪症状がある場合は会社に報告するものとする。

^(※2)「新型コロナウイルスを防ぐには」令和2年2月25日厚生労働省

^(※3)社員、グループ社員、テナント従業員等

^(※4)「疑い含む」とは、PCR検査等のウイルス検査を受けようとする者、感染者と濃厚接触した者（可能性含む）、同居人が感染者と濃厚接触した者（可能性含む）等

^(※5)自覚症状で普段（平熱）より熱っぽさがある場合

(2) 無症状期の感染

感染者が発熱等の症状を呈した2日前から「感染可能期間」とされ^(※6)、また、いわゆる「無症状感染者」が存在することとされている。よって、これらに対応するためには日常的に上記(1)で述べた対策を行う必要がある。

^(※6)「積極的疫学調査実施要領について(周知)」令和2年4月21日厚生労働省

2. 人権への配慮

会社は対策の実行にあたり人権に配慮するものとする。

Ⅱ 会社が管理・運営する施設における感染症対策

1. グループ全体の取り組み

上記Ⅰを踏まえ、グループ全体で取り組むこととする。なお、各会社及び部署の実情に応じ、対策の追加・強化等を行う必要がある場合には、適宜、実施するものとする。

2. 個別施設（料金所・休憩施設）における対策

(1) 料金所における感染防止及び感染拡大防止対策

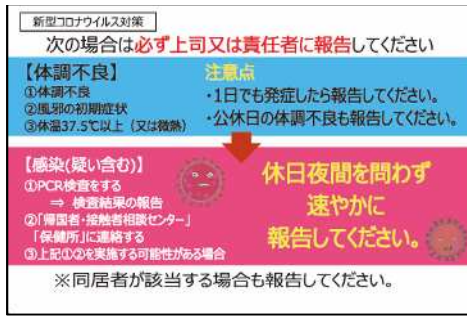
- 1) 收受スタッフは常時マスクを着用し、こまめな手洗いの励行、うがい、消毒液による手指の消毒を実施する。
- 2) 料金所及び料金收受ブース内の接触箇所（ドアノブ、机椅子等）のこまめな消毒、室内の換気を徹底する。
- 3) 料金所の状況、各スタッフの事情に応じ、公共交通機関を利用しない通勤の奨励、手袋着用等の感染防止策を講じる。
- 4) 料金所におけるスタッフ間の接触が密とならないよう、業務引継時の連絡帳の活用、会議の抑制、料金所巡回の抑制等、運営の工夫を行う。
- 5) 出勤前のスタッフ各自の体調確認を徹底するとともに、出勤後においてもスタッフの体調管理に努め、体調不良者が勤務しないことを徹底する。
- 6) 体調不良者が発生した場合は、当該者が接触した場所を重点的に、料金所及び料金收受ブースの消毒を行う。
- 7) スタッフに感染者や濃厚接触者を確認した場合には、料金所の交通状況、交替要員の確保状況等に応じて運営方法を検討し、料金所機能の確保に努める。

(2) 休憩施設における感染防止及び感染拡大防止対策

S A・P Aの従業員等によってお客様が感染することのないよう、Ⅰ1. (1)の主な対策のほか以下の感染防止対策を講じるとともに、お客様によるクラスターが発生しないための取り組みを実施する。

- 1) 出勤前のスタッフ各自の体調確認（検温等）徹底、体調不良時の勤務回避徹底
- 2) スタッフ感染確認時の店舗閉鎖や保健所の指導に基づいた消毒作業の実施、速やかな情報提供
- 3) 消毒液の実施
- 4) トイレ、店舗内の椅子及びテーブルの定期的な除菌、及び、清掃時等の手袋着用
- 5) 店内の定期的な換気の実施
- 6) ソーシャルディスタンスの確保（トイレ、レジ待ち間隔、飲食コーナー客席、シャワー待合室など、人と人との距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）」
- 7) ショッピングレジ・インフォメーションでの飛沫防止シート等の設置
- 8) 休憩施設や会社管理施設で行う各種イベント開催の自粛
- 9) 営業時間変更等の自粛要請
- 10) トイレ内ハンドドライヤーの停止、自動ドアの開放
- 11) 店内混雑時の入場制限
- 12) 電子決済の促進（電子マネーの拡充、QR決済の導入検討）やトレイによる金銭授受の推奨

従業員健康管理 啓発カード



消毒液の設置



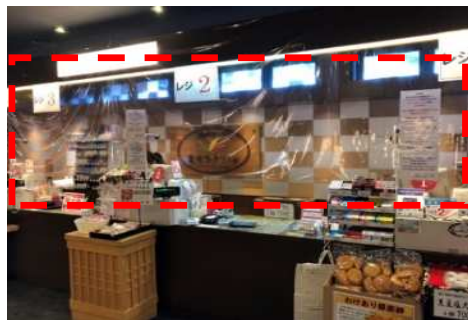
レジ待ち間隔の確保



シャワー待合間隔の確保



飛沫防止シート（レジ）



飛沫防止シート（インフォメーション）



Ⅲ 工事等受注者の感染防止対策

1. 継続中工事等の対応

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事または測量・調査・設計等の業務（以下、「工事等」という。）の対応について工事等を継続する場合の感染拡大防止対策を以下のとおり取扱う。

(1) 受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底、参考例を提示

- 1) 3つの密を避けるため手引き
- 2) 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例
- 3) 駆け込みホットライン

(2) 受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行い、必要と認められる場合には、必要な費用等について計上し工期の延長等を行うなど適切に対応する。

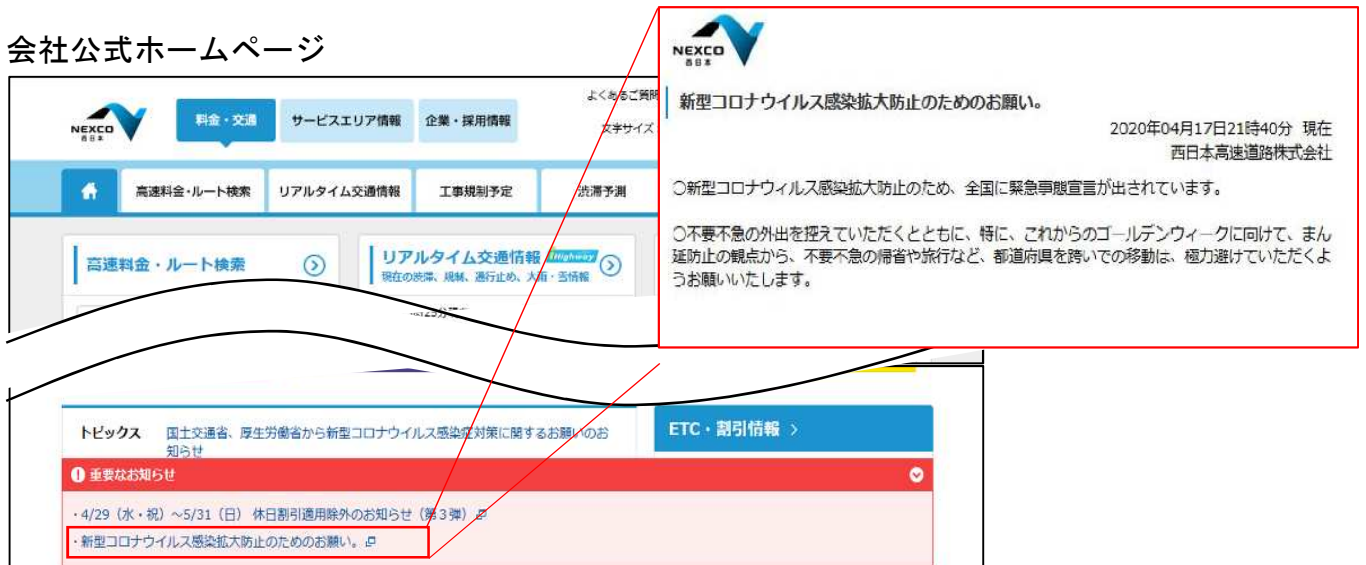
2. 入札等の手続について

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等について、適宜柔軟な対応を実施する。

Ⅳ 高速道路利用者に対する感染拡大防止の協力呼びかけ

(1) HP・SNSでの周知

1) 会社公式ホームページ、Facebook、Twitter に感染拡大防止等のメッセージを掲載



Facebook、Twitter も同様に掲載

(2) 高速道路上での対応

1) 情報板、ハイウェイラジオによる呼びかけ

(3) 休憩施設での広報物等設置及び施設使用禁止措置

- 1) ポスター掲示（トイレ、喫煙スペース、ウェルカムゲート、園地）
- 2) トイレのソーシャルディスタンスの確保を明示
- 3) ドッグラン及び遊具の使用禁止措置
- 4) ガードマン等による注意喚起活動
- 5) インフォメーションによる出控えについての店内放送

(4) テレビ等による対応

- 1) 不要不急の外出や県境をまたぐ移動の自粛のCM
- 2) 繁忙期間(4/29,5/2-5/6)及び5月中の土、日曜日における休日割引の適用除外のCM
- 3) iHighway のテロップ表示
- 4) 道路交通情報センターによる不要不急の外出自粛の呼びかけ（TV、ラジオ）

レストランコーナー休止



土産品コーナー営業自粛



注意喚起ポスター掲示例

3つの密を避けましょう



咳エチケットで感染拡大防止



訪日外国人向けコールセンター案内



感染予防啓発ポスター

